



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	株 式 会 社 佐 藤 渡 辺
代表者名	代表取締役社長 上 河 忍
(コード番号)	1807)
問合せ先責任者	代表取締役専務執行役員 管理本部長 角 谷 正 人
(TEL)	03-3453-7351)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、本年 6 月開催予定の第 84 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮出来るようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定として、変更定款案第 28 条（取締役の責任免除）第 1 項を新設するとともに、現行定款第 35 条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更し、第 1 項を新設するものであります。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となるため、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、変更定款案第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項を新設するとともに、現行定款第 35 条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更し、あわせて字句の修正を行うものであります。

なお、変更定款案第 28 条（取締役の責任免除）第 1 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ておりません。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、<u>同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第35条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上